

## 27 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 慶弔規程

平成17年3月1日制定  
糸社協規程第 25 号

(目 的)

第1条 この規程は、本協議会の役職員に係る慶弔、災厄等に対し贈与する祝金、見舞金、又は弔慰金に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 前条に定める役職員とは、本会の理事、監事、評議員、各種委員会委員及び職員（この規程で職員とは、常時業務に従事する職員並びに2年以上継続されている臨時職員及びパートタイマーをいう。）をいい、これらの者が次の各号の一に該当したときは、それぞれの祝金、見舞金、又は弔慰金を贈与する。

- (1) 本人が結婚したとき。
- (2) 本人、又はその配偶者が出産したとき。
- (3) 本人が傷病より1か月以上の長期療養を要するとき。
- (4) 自宅が、水・火災その他の災害により家屋又は家財を滅失したとき。
- (5) 本人が死亡したとき。
- (6) 職員が退職したとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか会長が特に必要と認めたとき。

(贈与金)

第3条 贈与金は、別表に掲げる額を支給する。

(弔 辞)

第4条 第2条に定める者のほか、特に功労のあった者に対しては、会長が弔辞を贈るものとする。

(委 任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

別 表

	給 付 の 種 類	金 額
1	結 婚 給 付 金	10,000 円
2	出 産 給 付 金	10,000
3	傷 病 給 付 金	10,000
4	災 害 給 付 金	30,000
5	死 亡 給 付 金	30,000
6	退 職 給 付 金 (1) 在職年数5年未満の場合 (2) 在職年数5年以上10年未満の場合 (3) 在職年数10年以上の場合	10,000 30,000 50,000
7	その他会長が認めた場合 (1) 職員の配偶者、父母（同居及び実の 父母）、子の死亡 (2) 同居の祖父母	20,000 10,000